

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和5年9月28日 開会時間・午前・午後11時40分 閉会時間・午前・午後 1時39分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 川柳 雅裕 野口 佳宏 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者	岐阜新聞記者	
説明のために出席した者	松井市長 石黒副市長 森教育長 吉村市長室長 橋本総務部長 今井田教育委員会事務局長 小川教育政策課長 高橋学校教育課長 豊田南部学校給食センター所長 伊藤秘書広報課長 堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	協議事項 ○ 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について ○ 令和5年度羽島市教育委員会点検・評価報告書について ○ その他	

【開会＝午前 11 時 40 分】

藤川議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。
会議に先立ち、報道機関などから傍聴の申し出がありましたら、これを許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

藤川議長

ご異議なしと認め、傍聴を許可いたします。はじめに、教育委員会より報告を願います。

教育長

教育委員会から 2 点報告させていただきますが、まず 1 点目、全国学力学習状況調査の結果について報告させていただきます。本年 4 月 18 日に実施されました全国学力・学習状況調査につきまして、机上に用意させていただきました A4 版の資料をもとにご報告申し上げます。本年度の全国学力・学習状況調査は昨年度まで同様、小学校、義務教育学校 6 年生と中学校 3 年生、義務教育学校 9 年生を対象に実施されました。学力調査、また、児童生徒への質問紙、この 2 つから構成されておりますが、ともにその結果について全国の数値と比較しまして、全国を上回るものに丸、全国並みのものに横棒、全国を下回っているものに三角の印をそれぞれ記載しております。また、昨年度、令和 4 年度の数値と比較しまして、上回っているものに上向きの矢印、前年前年度並みのものに中点、下回っているものに下向きの矢印を記載しております。

はじめに 1 番、学力調査について説明いたします。調査は小学校で国語、算数の 2 教科、中学校においては国語、数学、英語の 3 教科で実施されました。中学校英語につきましては 4 年ぶりの実施となるため、参考までに平成 31 年度、令和元年度でございますけれども、その結果を記載しております。なお、令和 2 年度はコロナ禍により、調査は全て中止されております。

まず、小学校の結果につきましては、国語、算数いずれも全国を下回っております。全国を下回る要因としましては、いずれの教科も正答率上位の児童の割合が全国に比べ、若干少ないことが挙げられます。

続きまして、中学校の結果につきましては、国語は全国並み、数学、英語は全国を上回っております。全国を上回る要因としましては、数学は正答率の中間層の児童の割合が全国に比べ若干多いこと、英語につきましては、正答率

上位の生徒の割合が全国に比べ若干多いことが考えられます。

次に、2番の児童生徒の質問紙調査についてでございます。(1)の子どもたち自身のことにつきましては、小学校と中学校で様相が若干異なります。小学校では、「将来の夢や目標を持っている、自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合が全国を下回っているものの、昨年度より向上しつつあります。他方、中学校では同じ質問項目についても、いずれも昨年度よりもやや低下しています。今後、自己肯定感を高めることを意識した指導が求められると思います。

3番目の質問項目ですけれども、「いじめはどんな理由があってもいけない」と回答した割合については、小学校は全国を上回り、望ましい認識にあると思われませんが、中学校では全国を下回っており、各学校が結果を踏まえ、要因の分析及び今後の指導を検討しているところでございます。

(2)でございます。子どもたちと地域との関わりに関しましては、2つ目の質問項目が質問内容が昨年度と若干異なっておりますが、見ていただいておりますように、地域行事への参加、地域社会活動への参画について、小中学生いずれも全国を上回っており、コロナ禍の影響が心配されましたが、概ね望ましい傾向にあると思われれます。今年度、多文化共生の視点から3つ目の質問、「日本や自分が暮らす地域を外国人に知ってほしい」という質問項目が新たに加わっておりますが、小中学校いずれも全国を下回っており、引き続き、地域の歴史文化に愛着、誇りを持つとともに、グローバルな考え方を育む教育活動の工夫が求められるところでございます。

続きまして、(3)でございますが、学校におけるICT機器の活用については、ここ数年、小中学校ともに良好な結果となっており、授業などで積極的に活用している状況を反映しているものと思われれます。特に2つ目の質問項目、ICT機器の使用が勉強に役立つと感じている児童生徒の割合が全国と比べても高く、学習に効果的な使用がなされていると思われれます。

最後に、これら学力調査の結果につきましては、各学校が自校の結果を踏まえ、既にその検討対策にあたっておりますが、加えて教育委員会事務局の指導主事と市内各学校の教員代表者、我々が学力向上推進教師と呼んでおりますけれども、これらのメンバーで構成する羽島市学力向上アクション会議などで結果分析を行い、成果と課題を明確にし

<p>藤川議長</p>	<p>た上で指導計画や指導方法の改善点を各学校に示していきたいと考えております。1点目につきましては以上でございます。</p>
<p>佐藤議員</p>	<p>ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。</p> <p>令和5年9月28日のこの表紙の部分に書いてある、全国平均より上、全国並み、全国平均より下とありますが、どれぐらいの数字を指して、上、並、下と言っているのかちょっと見えないので、その点についてお伝えいただきたいです。よろしくお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>具体的な数字はちょっとこれまでも控えさせていただいておりますのでご容赦いただきたいんですが、0.5ポイント台であれば、ほぼ同じであるということ、逆にそれを上回る場合は丸もしくは三角とさせていただいております。といいますのも、もう少し補足させていただくと、これはあくまでも市全体の傾向ですので、例えば、中学校でいえば全国よりも平均は上ですけども、例えば学校によってはちょっと全国を下回る学校、逆に小学校も市全体を見れば全国を下回っているんですけども、学校によっては全国を上回る学校もございますので、あくまでも目安ということで、市全体の子どもたちの傾向ということで、%については控えさせていただいておりますのでご容赦願います。以上です。</p>
<p>藤川議長</p>	<p>その他、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>藤川議長</p> <p>教育委員会事務局長</p>	<p>引き続き、教育委員会より報告願います。</p> <p>それでは私からは、令和5年度羽島市教育委員会点検・評価報告書、令和4年度実績についてご説明申し上げます。</p> <p>机上には、点検・評価報告書の全員協議会資料A4表裏1枚、教育振興基本計画の概要版A3表裏1枚及び点検・評価報告書冊子の3点をお配りしております。</p> <p>では初めに、全員協議会資料、A4、1枚の資料をご覧ください。点検・評価の目的につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、効率的な教育行政に資すること、また、市民への説明責任を</p>

果たしていくため、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するとともに、これを議会に提出し、公表することが義務付けられております。この法律に基づき、教育委員会において、令和4年度実施事業の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行いました。その点検・評価を行うにあたっては、点検・評価について客観性を確保するため、学識経験を有する者の知見の活用を図ることが地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されております。手順につきましては、まず教育委員会内において点検・評価を行い、点検・評価委員会において意見をいただき、教育委員会において議決いただいたものを市教育委員会において報告書としてまとめるとともに、市議会へ提出し、速やかに公表を行うこととしておりますのでよろしくお願いいたします。なお、羽島市教育委員会の点検・評価につきましては、令和3年度の実績までは、生涯学習課所管の羽島市社会教育推進審議会においてご意見いただいておりますが、4年度に生涯学習課、スポーツ推進課が教育委員会から市長部局に移管されたことに伴い、今回新たに立ち上げました羽島市教育委員会点検・評価委員会においてご意見いただいたものでございます。冊子の26ページになりますが、今回ご審議いただいた羽島市教育委員会点検・評価委員会委員の名簿を載せさせていただきますので、こちらの方でご覧ください。

それでは、A4表裏1枚の全員協議会資料をお願いいたします。そちらの中段の方針と重点及び別に配布しておりますA3の羽島市教育振興基本計画の概要版の表をご覧ください。令和4年3月に策定し、令和4年度から7年度の4年間を計画期間としております。裏面をお願いいたします。こちらの方には、羽島市教育振興基本計画に掲載しております羽島市教育委員会の方針と重点で、「時代の羽島を創造する人づくり 志を豊かに学び合うコミュニティの実現を目指して」の教育理念のもと、2つの施策の基本方向、6つの重点目標がございます。今回、点検・評価していく項目につきましては、左側の施策の基本方法1の重点目標1の3重点施策、重点目標2の8重点施策及び重点目標3-1重点施策の計12の重点施策、重点施策の中に黒点で示した35項目となり、16の指標設定をしております。なお、重点政策の3-2、3-3及び右側の施策の基本方向2の重点目標4から6につきましては、令和4年度に市長部局に所管事務が移管されました青少年、生涯学

習、文化、スポーツに関わる項目となりますので、今回の点検・評価の対象とはしておりません。

全員協議会資料表裏1枚の下段をお願いします。点検・評価の結果でございます。重点目標ごとの評価の概要でございます。前年度までは教育振興基本計画の重点施策についてAからDまでの4段階評価、自己評価であったものを、今年度より成果指標で重点目標の達成度を評価しております。なお、成果指標は重点施策の一部であり、指標名と一致はしておりません。

それでは、主だった成果指標とその施策についてご説明申し上げます。教育委員会点検・評価報告書冊子の8ページをお願いいたします。評価結果、進捗状況として、令和4年度の実施内容、関係する政策の成果指標、9ページになりますが、令和5年度実施計画内容を受け記載しております。報告書8ページ及び全員協議会資料表裏1枚の重点目標①の表の1段目の成果指標「いじめや問題行動の未然防止、早期発見、早期対応」につきましては、「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思いますか」という設問に対する全国学力状況調査の質問による肯定的回答した児童生徒の割合を示しており、児童で報告値が97.4%から97.8%、生徒で97%の横ばいの状況です。目標値に向けて、いじめ防止等に特化した強化週間を設け、児童生徒が自覚できるような取り組みを継続してまいります。

次に、報告書11ページ及び資料の重点目標①の表の3段目の成果指標「教員の働き方改革の推進」につきましては、時間外勤務時間が月80時間未満の教職員の割合を示しており、報告値が94.1%から94.7%と微増しております。引き続き時間外勤務削減に向けた勤務の適正化に努めてまいります。なお、令和5年度については、休日運動部活動の地域移行を3中学校1義務教育学校で実施しております。

次に、報告書の14ページ及び資料裏面の重点目標②の表の1段目の成果指標「地域との関わりを大切にした円滑かつ効果的な子どもが主役となる活動の実施」につきましては、「地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがありますか」という設問に対する肯定的な回答をした児童生徒の割合を示しており、報告値51.3%から46.5%と減少しております。この原因につきましては、コロナ禍で地域行事が縮減されたことに伴い、参加意識の希薄化の広まりによる参加機会の減少が影響していると分析しており、ふるさと教育を中心とした教育活動の充

実、改善を図ってまいります。

次に、報告書18ページ及び資料重点目標②の表の5段目の成果指標「考え議論する道徳授業の実施」につきましては、道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますかという設問に対する肯定的な回答をした児童生徒の割合を示しており、児童の報告値で79.1%から78.7%、生徒で85.2%から82.3%とともに減少しております。コロナ禍において、道徳の授業においてグループ学習やペア学習などができなかったことが影響していると分析しております。校内での研修、実践を今後も重ね、目標値に向けた道徳事業の研究、実践を進めてまいります。

次に、報告書25ページ及び資料の重点目標3成果指標「家庭教育学級の参加率」につきましては、市立幼稚園、各小中学校及び義務教育学校の家庭教育の各講座参加者の割合を示しており、報告値66%から85%と上昇しております。これは、家庭教育学級の取り組みが学校等に集まる集合型から、家庭で取り組む在宅取り組み型に変わり、充実してきたからと分析しております。以上が、成果指標に関わるご説明となります。

資料2ページ下段、報告書で言いますと26から27ページに点検・評価委員会からの主な意見を記載しております。資料に記載しているような、成果指標に関わる意見を受け、次年度に向けて、教育振興基本計画の成果指標と、点検・評価の内容の整合性について精査、検討をしております。

以上、羽島市教育委員会点検・評価報告書についての説明とさせていただきます。

藤川議長

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

(発言なし)

ここで執行部は退出していただいて結構です。ご苦労さまでした。

(執行部退席)

藤川議長

その他事項について、前回の全員協議会での協議の続きとなりますが、粟津議員の発言関係について参考資料を事前に配布してありますので、簡単に説明させていただきます。

す。まず、いきさつについてですが、先の全員協議会におきまして、まず粟津議員から広報広聴委員会の議会だより編集権限について意見があり、その際、令和5年6月21日の粟津議員の一般質問中の発言について、私から発言の取り消し、または訂正を求めることや、発言について事実確認を徹底し、正しく発言することを求める嚴重注意を發出いたしました。その嚴重注意文書について検証を求める要請が粟津議員からございました。今回はその粟津議員から検証を求めた件について、令和5年6月21日の粟津議員の一般質問中になされた事実は議長に要請されていませんとの発言が、正しくないということで議長から注意を行ったことについて、その後、粟津議員から公開質問状や抗議文が提出され、その関係について粟津議員了解のもと、全議員にその資料を9月5日付けで配布をさせていただきました。何分ボリュームが多い資料でありまして、あらかじめ皆さんにご覧いただくためには、読むためには時間が必要だろうということで早めにお配りした次第であります。

ここで粟津議員から提出された資料等も皆さんにお配りしたんですけど、その中に一つだけ皆さんにお配りできなかったものがありますので、補足とともに説明させていただきたいんですが、まず、7月4日付けで、私から粟津議員に出させていただいた資料があるんですけども、その中の4段落目に音源データを提出いただいたけれど、いただいた音源からは南谷議長の発言を確認することができませんというような私からの返事がございます。これは実は、2度音源データを提出いただいております。1度目の音源データは音が小さくて聞き取れなかったということでこのような返事をさせていただいたところ、7月5日付でしたか、再度音が鮮明に聞こえる音源を提出いただいております。その音源データを提出いただいております。この音源データについては皆様にお配りすることができませんでしたので、この場で検証の意味も込めて、皆さんにお聞き願えたらと思うんですけども、お聞きいただいて、その後に皆さんから検証のご意見をいただけたらと思います。

後藤國弘議員

音源、音源とこの間から言ってみえますけど、どこの音源、どこで録られたものかさっぱりわからないんですが。

藤川議長

聞いてもらって・・・。

後藤國弘議員	<p>聞くことはやぶさかではないんですが、以前議長からお聞きしたんですけども、議長室で録られた音源ということで、議長室で録られたものということを議長からお聞きしたものですから、議長室で録られたものということは、そのときには私副議長と議長がいたと思うんですが、私どもは一切録られているという認識というか、録音されているなんてことは全然知りませんでしたので、これはどのようにして録音されたものなのか、盗聴器があったのか録音機を持ち込んだのか、その辺明確にさせていただきたいと思っております。</p>
栗津議員	<p>そういう言い方をすると、私は初めから公表するつもりはなかった。自分の覚えだけで、間違ったらいかんということで自分の覚えでやっと思った。けども私の覚えと違ったことが出てきたから順番に、最後は議長にも、議長が出せと、何も証拠がないということで出させていただいて、あくまでも自分の覚えで、自分の確認のために録っただけでございますので、了解はする必要ないと思っております。</p>
藤川議長	<p>栗津議員の今の発言について、私からも一言申し上げますが、議長から出せというふうに申し上げたことはなくて、栗津議員から出てきた1回目の音が聞こえにくかったから、より鮮明なものを出してくださいということで、7月4日付けで栗津議員から出てきておりましたものに、これが聞こえないから鮮明なものを出してくださいというお願いをしておりますので、その点こちらから要請して出してくださいというものではないということだけご了承願います。</p>
後藤國弘議員	<p>先ほど聞いたのは、どのようにして録音されたものかをまず明確にしてくださいということで、盗聴器があったらこれ大変なことです、どのようにして録音されたものですか。</p>
栗津議員	<p>自分の覚えでこれで録りました。</p>
後藤國弘議員	<p>スマホで録られたということですか。それは自分の中でわかるようにしたいから録ったということですね。それ、自分の中だけで解決すればいいのにどうしてこうやって公の場に出されるんですか。</p>

粟津議員	<p>これ初めからテープを出しとるわけじゃないんですよ。たくさんの資料をずっと見てください。私の主張が全然通ってないから、だんだん行ったらこういうことで、議長もこういうこと言ってみえますよと。</p>
後藤國弘議員	<p>出すのはいいんですけども、我々議長、副議長の了解を得ずに出されるということですので、本当に不愉快な話で、出す前に言っておかないと、本当に不愉快な話なんで、黙って録音されたものを、公の場所に出すということ、これ非常に不愉快なので、議長、何とか今後の対応で結構ですので、こういうことがないように、一つよろしく願いしたいと思います。</p>
藤川議長	<p>ただいま私、検証に当たって、証拠といいますか、資料という形で、紙ではない媒体での資料の提出がございました。これを全員にお配りすることができなかった関係で、今ここでお聞きしましょうということになったんですけれども、その際、後藤議員からいつ録ったものなのかということや、どういう形で録ったのか、許可を得たのかということに対しての質問がございました。これに関しては私、粟津議員がどのような手段でこのよう録音音源データを入手されたかということについては触れておりません。今、後藤議員からのご指摘があってその事実を知ったところでありますが、その点も含めて検証行為として、ひとまず粟津議員のスマートフォンですか、粟津議員。</p>
粟津議員	<p>はい。</p>
藤川議長	<p>録られたという音源、これは資料として既に提出をいただいているものでありますから、この場でお聞きをしたいと思えます。その上で皆様に改めてご意見をお聞かせいただけたらと思えます。まずはその音源の再生をお願いいたします。</p> <p>(録音データ再生)</p>
藤川議長	<p>今のが7月3日付で粟津議員から提出されております抗議文の資料の2枚目に、粟津議員のご提出いただいた、議長室で南谷佳寛議長、後藤國弘副議長との面談記録抜粋というところの部分にあたります。皆さん聞かれた通りでございます。</p>

安藤議員

これ議長室で録られたという、これ私の認識では、議会内で録音をする場合は許可が要るということで、これ後藤議員も南谷議員も許可出されてないんですよ。ということは、これは盗聴と言ったら言葉があれですけど、盗聴になりませんか。私の知識が間違っていたらごめんなさい。青森市議会で盗聴された議員がみえましたが、辞職勧告を受けていますけど、議長どうされますか、盗聴となると。

藤川議長

私に対して対応を求められましたけれども、私がこの録音の音源データを受け取った段階で、許可があったかなかったかという認識は持っておりません。確認しておりません。まずはいただいたデータをもとに、それについて回答させていただいた、対応させていただいたということでありまして、その対応についていろいろやり取りがあって、今日に至るわけで、今皆さんに聞いていただきましたし、まずはその検証を行う必要があると考えております。この庁舎内での録音行為については、私の一存ではありますので、議運等に諮って検討願いたいと思います。今日のこの全員協議会での検証を先に進めていけたらと思いますのでよろしく願います。

それでは、9月5日付けでお配りした資料と今の録音を聞いていただいたところをもって、私と栗津議員のやり取りの一部始終とさせていただけたらと思います。このことについて検証を行っていきたいと考えますが、この検証につきましましては、6月21日の栗津議員の一般質問中の発言が正しかったか正しくなかったか、そして、それを受けて議長から文書で厳重注意を行ったことについて、妥当であったか妥当でなかったか、この2点について、各議員からご意見を願えたらと思います。

この件ですね、私と栗津議員のやり取り、大変文書もたくさんありまして、そういった意味もあって3週間以上という長い期間、9月5日にお配りして、3週間以上皆さんに精読の時間を取っていただいた次第であります。それと、本日の録音の聴取を含めまして、検証行為を皆さんにお願いしたいところでありますが、ポイントは栗津議員が前回の全員協議会で検証を申し出た通り、議長の文書での注意が妥当であったかなかったか、その文書注意の内容は栗津議員の議場での発言が正しくなかったという内容での議長からの申し入れでありますので、注意でありますので、その点について、皆さんのご意見を伺えたらと思います。では近藤議員、よろしく願います。

近藤議員	質問ですけど、市長が当時の議長に検証してくれと申し入れたんやね。それで、ときの議長が聞いとらんと言ったということ、さっきのテープで証明したわけでしょ、違うの。
藤川議長	その点についても文書で私書いておりますので、食い違いについても文書の中で説明しておりますので、それを読んでいただけたらと思います。
近藤議員	もとが違つとるもんで、その辺をきちっと検証してくださいよ。
藤川議長	それも含めての検証でございまして、その点資料の中に記載がございまして、私から栗津議員への回答書をぜひご覧ください。
近藤議員	要は市長が、ときの議長に口頭で、記者会見開いたのかな、それで申し入れたんやね、それを議長に申し入れたということやけど、栗津議員は、南谷議員に確認したら、僕は聞いとらんよということをやったわけですね、さっきのテープは、じゃないですか。
藤川議長	南谷佳寛前議長から直接説明を願います。
南谷佳寛議員	今の話なんですけど、テープは10月の終わりごろに栗津議員が議長室へ来てお話されたと思っております。それで、市長が私、そして事務局長も同席の場でいろいろ調べるようにと言われたのは、懲罰委員会が立ち上がった9月の中頃の記者会見のときに言われたと思います。そのときにはちゃんと厳重にいろいろ調査しております。それで栗津議員が言われた10月の終わり頃のイルミネーションどうのこうのと先ほどのテープでありましたが、そのときにはもう既に懲罰委員会も全部終わっておりますので、栗津委員のことを調べるあれがないんで、調査はその時点では何もしておりません。以上です。
南谷清司議員	今のやり取りなんですけど、それは全てここに書いてあるんです。書いてあることをここでまた一つ一つ繰り返しても時間の無駄ですから、今まで十分な時間が与えられていて、この資料があって、この資料を読んで検証を皆さんされてきているんですから、再度確認は不要だと私は思います。

粟津議員	<p>こんなことを言ってもしょうがないけど、よく勉強していただいて、事実関係をしっかりしていただいたら、藤川議長からの回答というのは、南谷議長は聞いたと、依頼があったという、そこが全然食い違っとるんですよ。だから何回も何回もこんなことを繰り返しているんですよ。</p>
野口議員	<p>先ほど南谷清司議員言われましたけど、もう2人のやり取りですよ、議長と粟津議員のやり取りが9月5日に提出されて、私も読ませていただきましたけど、正直言って、今さら何を協議されるのかなというのがあるので、早いところ、この話が全協で出たのであれば、議会としての認識を決めるために、早く議員の皆さんの意見を聞いて、決定をしていただけたらと思います。私は資料を見てですね、議長が本年の6月23日に出されました嚴重注意の文書ありますね、それについては、私は議長のこの嚴重注意を支持させていただきます。以上です。</p>
粟津議員	<p>事の発端はですね、いきなり一般質問の発言について、嚴重注意という文書が出たんですよ。だから私は議長に、今の話はどういうことですかということを探ねた。議長も嚴重注意する前に、あなたの言った発言は間違っとるよと、まず口頭なりですね、議長室にそれこそ呼んでですね、南谷議長の言ったことと市長の言ったことと違ってますから、あなたの言ったこと間違ってますかと確認せなあかん。確認も何にもせずに、いきなり文章で、ましてや嚴重注意なんてどういうことですかと尋ねたんですよ。</p>
藤川議長	<p>粟津議員に申し上げます。その点についても私の回答の中に記載をしております。さらに言えば、私は粟津議員が6月21日に議場で一般質問で発言された後、市長、それから秘書広報課、そして南谷後前議長にそのような粟津議員の発言の通り、市長は議長に要請をしていませんというような、その発言が正しいか正しくなかったかの聞き取りも行っております。その上で記者会見終了後に、9月16日だったと思いますが、松井市長と南谷佳寛前議長、そして議会事務局長立会いのもとで、そのようなやり取りがあったということが確認できましたので、粟津議員の議場での発言は正しくないと認め、文書で嚴重注意をした次第であります。</p>
粟津議員	<p>それは議長が調査した結果であって、私には何でそうい</p>

藤川議長	うことを言わんの。
栗津議員	<p>文書で注意をしています。</p> <p>ましてやですね、私は事務局長にもずっと前ですよ、終わって確認しとるんですよ。市長からどういう申し入れがありましたかということを知りたくて聞いてとるんですよ。事務局長にも、南谷議長にも何回も聞いてとるんですよ、このテープの前に、何もなかったと言われとるんですよ。</p>
藤川議長	<p>その点は栗津議員からの資料として提出されておられません。栗津議員とのやり取りの中で、そのような資料、それを裏付ける資料は一切提出されておられません。私は栗津議員から提出された資料に基づいて誠実に回答させていただいた次第でありますのでご了承願います。</p>
南谷清司議員	<p>栗津議員自身は当事者ですので、弁明の発言していただくということは結構なんですけれど、同じことを繰り返して聞かせていただいても、そのことについては既に承知をしておりますし、大きな問題として、議長の手続きが正しかったか正しくなかったか、妥当であったか瑕疵があったかという、それが1つの論点と、もう1つは、栗津市議の発言に対する徹底した調査の実施を要請しますと市長が記者会見で言ったんですけど、事実は議長に要請されていません。これが正しいのか正しくないのかと、これを最終的にも判断をするときになっていると思うんですね。同じ議論をこれ以上繰り返してもですね、資料はここに十分あるし、今までの全協で何回も聞いていますので、そんな必要はないと思いますので、ある程度の時間を区切って、弁明の機会が与えられるなら与えられてそれは結構ですが、その後、事実の確定、確認の作業に入っていただきたいと思っています。</p>
藤川議長	<p>栗津議員にも後ほど発言の機会がありますので、順に皆さんのご意見を伺っていきたくと思います。</p>
山田議員	<p>この論点は、どうもずっとこう考えておると、要するに、市長が記者会見の後に、私からは南谷佳寛議長に対して、栗津市議の発言に対する徹底した調査の実施を要請しましたからどうも始まっているような感じなんですね。これは間違いないですね。これは市長が言ったことなんですね。それに対して、当事者である栗津議員は、それでまた前座</p>

がいっぱいあるんですね、市長がいろんなことを喋られた、その資料も添付されておりますけれど、問題はそこから来て、それで要するに栗津議員にしてみると、当時の南谷議長に聞かれましたかといって質問したわけですね。それがどうもそのテープ、そういうことじゃないんですか。

南谷清司議員

その時系列とか、どう判断するかはですね、資料に全部書いてありますので、その資料を見てどう判断するかを各議員が考える、それで議会としての判断を示すということだと思いますが。

栗津議員

先ほどの私の6月26日のやつを見てくださいよ。いいですか、途中から読みますとですね、南谷議長は聞いてないという発言の部分を削除するように要請されましたが、私は南谷佳寛議長に2回以上にわたって市長から何の申し入れもありませんかと確認をしていましたと、これはテープ出す前ですよ、テープがありますよって議長に言う前ですよ、私あくまでも自分の覚えのテープですから、わかりましたか。

藤川議長

順番にお聞きしますので、花村議員ご意見を願います。

花村議員

これを見ていると、ちょっと私の読解力が足らんのかもしれんけど、お互いの認識のずれがあって、ずっと平行線でありまして、私が判断をすることではないというふうに考えました。

豊島議員

まず議長からいただきましたもの読ませてもらったのと、それから過去数回にわたる全協とか、他の場でのやり取りというか、ご発言等聞かせていただいたんですが、最終的にはですね、先ほど同僚議員のどなたかが言われたように、時系列的にペーパー1枚とは言わんですけど、読み返して、後ろ行って、前へ来て、正直言いまして、読解力が私も足りないのか、どこの段階から、どちらがストレートに、極端な話、一言簡単な言葉で、言ったとか言わんとかというのを時系列的に1行2行で、だからペーパー1枚なりにしないと、私も最終的なところへたどり着いてないのが現時点です。以上です。

後藤國弘議員

非常に難解な部分がいっぱいありまして、なかなか読破するのが難しいんですけども、基本的に要請があったかどうかは南谷佳寛議員が答えておられるように、そのよう

な要請はないという話をはっきりしています。それから懲罰、これは市長の記者会見うんぬんの話があったんですけど、議長はほとんど関係なくて、議長は懲罰委員会の委員を指名しただけで、懲罰委員会に移っていますので、問題は懲罰委員会がきちっと精査したかどうかという話で、その市長というのは全然関係ない話だと私は思っていますので、それ自体おかしな話だと思っております。それから、嚴重注意は藤川議長がやられていることですので、藤川議長の判断で全然問題ないと、こういうふうに思っております。最初から嚴重注意がどうのこうのというのは議長の判断ですので、それはもう全然問題ない話で、賛成したいと思えます。以上です。

藤川議長

改めて論点を整理したいと思うんですけど、6月21日の栗津議員の議場での発言が正しいか正しくないかという検証、それから、それに基づいて議長から嚴重注意の文書を送ったことが妥当か妥当でないかという、その2つが論点でございますので、その論点に基づいて、ご意見をお聞かせいただけたらと思えます。

川柳議員

残念ながら私、6月議会は失礼しましたので、この発言に関しては、今回は何も言わないつもりでございましたけど、ちょっと思ったのは、あのときに対して、同じ会派の人が一生懸命何か反応しているなということがよくわかりましたので、その辺何かあるかなと思って、今後調べていこうと思えます。以上です。

原議員

当時、懲罰委員会の委員長もさせていただいて、その折には、やはり審議より、やはり議会の運営に対して、一番見る主観があるということなので、なかなか審議というのは出てくるのが難しいかもしれないんですけど、この文面は本当に細かく書いてあったので、一つ、当時の南谷佳寛議長は懲罰動議の提出、市長に頼まれてやっているのかという質問に対し、そんなことは頼まれていないということをお返されたという、そういう回答と、栗津議員が、市長から要請があったか否かについての回答であり、懲罰委員会直後に市長が議長に対して行った要望とは全くキャッチボールが違っているところで、その論点が噛み合っていないというのが事実だなというのがよくわかります。やはり議長は代表する重要な地位にあり、地方自治法の第140条に、議場の秩序の保持や議事の整理、議会の事務処理をするという大事な役割のポジションにいますので、やはり議

長の議事運営をしっかりと今やっただけなので、妥当だったと思っております。

南谷清司議員

どなたかの議員の方がおっしゃってましたが、非常に全体が把握しにくい資料ということで、全体を解釈するのにかなり私自身も手こずりました。一つ一つ時系列で何があったか、この文章で書いてあることはいつあったのかということの時系列で全部書き出しまして、整理をさせていただいて、自分で判断をしております。そうすると、9月16日の市長の記者会見ですね、その記者会見でおっしゃったことが議会、この場合議長ということですけど、そこにきちっと伝わっているかどうか、申し入れが実際にあったかどうかということなんだと思うんですね、通常ですとその日のうちか、次の日か、そこから普通は申し入れがあって、そこには事務局長が基本的には立ち会われるということだと思えます。そうすると、この資料の中では、事務局長もそれを認めていると、あったと認めていらっしゃるという記述が書かれています。ということは、市長が記者会見までやってやったことを実際に履行しなかったとはなかなか一般常識として考えにくい。しかも、事務局長がそこに立ち会っていたという証言がある以上、それは事実であろうと認定せざるを得ないと思います。それに対する反証としてですね、10月27日の盗聴か隠し録りかわかりませんが、録音ですね、その録音の中に「そのことを調べとるのか」、「調べていません」、「市長から調べよと指令が来とるのか」、「来とらへん」という、そういうやり取りがあって、それを根拠に9月16日、17日、18日の出来事がなかったと、そう主張されるわけなんですけど、この最大の根拠とされる録音なんですけど、なぜ調べるのか、何を調べるのか、それが全く不明確です。栗津議員は酒が飲めるか飲めないか、それを調べよと言っているのか、何を調べよと言っているのかよくわからないということですから、とてもその根拠にはなりません。また一方ですね、立証責任は誰があるかといえ、当然、栗津議員の方に立証責任があるわけですから、とてもそういう事実がなかったという立証がなされたとは私は認めることができません。特に、時系列的にも、9月の中旬に記者会見があって、9月30日には懲罰は決定して、一つこれで終焉、終着を迎えているわけなんです。それがさらにずっと後の10月末になってですね、どうなんやと言われても、当然南谷議長は何にも調べとらへんよ、もう終わったんだよという、そういうスタンスで臨まれるのは当たり前のことです。

ので、ますます立証されていないということになります。ということから、栗津委員が事実を正確に一般質問で述べていないということは確かであると思います。あと、議長の手続きですが、議会で議長が注意する場合、どういふ方法があるのかよく私は承知していませんが、嚴重注意ですね、それ故に文書で訓告するという、そういう方法もあるのかと思います。一般的には嚴重注意という一番レベルとしては低いレベルの注意ですので、それは議長の議事整理権なり中立保持権なり、その権限に属することですので、特段問題にすることはないというふうに思っております。以上です。

後藤徹議員

まず、栗津議員の発言が正しいか正しくないのかについての判断をしてくれということで、この資料の中からだけではちょっと判断は難しかったです。なぜかという、お互いの立ち位置が全く噛み合っていないと、令和5年6月27日の回答書の中で、議長さんからは懲罰動議の提出は市長に頼まれてやっているのかという質問に対して、そんなことは頼まれていないといった回答をしたと。懲罰動議の提出は頼まれていないという答えと、栗津議員からは市長から調査要望をされていないという、ふたりの立ち位置が全く違くと、されていないというふうに言われていることに対して、されていないという回答をした内容が栗津議員の言っている内容と、南谷元議長がされている回答との中身が、答えが違うので、当然噛み合わないことに対して、正しいか正しくないから判断というのは難しいんですけど、全部読んでいく中で、何に対して、どの内容に対して調査がされているかされていないか、この調査内容に対しての意味合いが、お互いが違うことになっているので、これ当然答えは出ないんだろうなというふうに感じましたので、どちらが正しい正しくないを、この資料だけで、その場において前後ろの内容、会話の空気感というのが全然わからん中で、この資料の中でだけはちょっと判断が難しかったです。その上で、今回議長の行われた嚴重注意という行動が正しかったか正しくなかったかについては、議長は選挙で我々が選んで、議長に議事整理の権限をある意味与えているという部分では問題はなかったと、今回の嚴重注意に関しては特別問題は感じていません。以上です。

河崎議員

今回、いろいろ精読させていただいて、私もなかなか難解だったので、2ページ、3ページにわたって資料を作っ

たんですけど、客観的な事実として出されているものというのがなく、一つあるとすれば市長のフェイスブックのコメントで、厳格なる調査の要望でしたか、という記述があるのが客観的な事実としてあるだけであって、先ほどの話の中で、栗津議員は日常的に盗聴と言うと語弊があるかもしれませんがけれども、他者に了解を得ずに会話を録音されているという、この2点だけが事実として残っているのかなと思います。その中で栗津議員の発言が、基本的に主語がなく、何について聞いているのか最後までわからないというところが、先ほど話の通りすれ違いの元なのかなと思います。あくまで先ほどの文書であったり録音データというところがすれ違いを明確にしているだけで、言わなかったことの証明にはなっていないのかなと、もし言わなかったことを証明するのであれば、市長と南谷前議長のそういった会話がなかったということを改めて証明する必要があるのかなと思います。あと、先ほどのお話の中であった、事の発端は嚴重注意というのが書面で来たのがおかしい、最初に来たのがおかしいということとされておったんですけども、それについてもやっぱり話がちょっと認識できないところがありまして、6月26日、6月28日、6月30日に公開質問されているんですけども、この嚴重注意がおかしいというお話が初めて出てきたのは7月3日の抗議文で初めて出てきておりまして、そういう意味でもやはり主張がずれているのかなというふうに、この文章からは感じるところでございます。相対的に今回の全ての資料を見させてもらいまして、やはり藤川議長言われておりました事実が正しくないというところが話としては着地になるのかなと思います。また、書面で嚴重注意というのが来たというところもおかしいという話もあったんですけども、こういった込み入った話であったからこそ書面でそういったものを提示されたというところも思いますし、議長の判断として議事運営をされているというところもありますので、嚴重注意ということに対しては正しいと思います。以上です。

安藤議員

私もこの資料の中でしか判断ができないんですけども、市長の出されたフェイスブックですか、資料によりまして、9月16日に決定した調査実施の要請をしましてということで、議会は懲罰委員会を立ち上げられたんだと思います。そのときはやはり議長に言わないと懲罰委員会は立ち上がらないわけで、それが16日に懲罰委員会が設置されて・・・。

藤川議長

安藤議員、当時議員じゃなかったんであれですけど、9月13日に懲罰委員会が発足されておりまして、9月16日に市長記者会見がございまして、その市長記者会見が終わった後で市長と当時の南谷議長と堀局長がそのようなやり取りをされたと、私の調査によるとそういう時系列でございまして。

安藤議員

それで、9月28日の9月定例会の最終日で懲罰が科せられたということで、それで今栗津議員が言う録音の日が10月27日ですか、ということは、もう懲罰が科せられて終わった後に議長に聞かれても、それは議長何も調べてないので、調べとらへんよという返事になるのかなと、この資料から私は推察しました。以上です。

佐藤議員

今回、2つほど論点設定をいただいているわけですが、私は大元となっているコロナの宿泊療養施設に立ち入った件があった当時は市外に在住しておりましたので、当時はどこかの議会で宿泊療養施設に勝手に入った議員が多数いたという報道に接した記憶と、そのような議員に対する非常な怒りというものには覚えていたというのがあります。当時あった報道が本市の議会のことであると気がついた後、宿泊療養施設に勝手に入ったとされている議員に事情を詳細に聞いたところ、患者が入る前で、しかも支配人の許可を得て入ったという話であり、あまりにも報道と印象が違うようにも思いました。これについて、他市在住の方に当時の報道の仕方や印象について尋ねたところ、私と同様の理解をしており、当時この話はセンセーショナルに日本中で報道されていたと記憶しておりますので、市内だけでなく、県外も含めまして、非常に羽島市及び羽島市議会が誤解されていた、また誤解されているのではないかとというのが私の考えです。そしてその後、明確な修正や検証は市議会としては行ってきていないように思いますので、仮にそうであれば、誤解を解消していくための努力は必要ではないかと考えています。このような誤解を招いていた事態について、中立的立場に基づき、羽島市もしくは羽島市議会として対外的に何らかのアクション、事実に関する経過報告などを取ったことはあったのかについて、立ち入ったとされる議員や他の議員に確認したところ取られていないという話であったことから、中立的な立場に基づく検証、特に中立的な立場に立った報道の振り返りや、その結果の発表が非常に重要ではないかと考えています。

今回、非常に錯綜しているわけですがけれども、結局ここまですごく揉めている原因というのは何だろうかということ考えたときに、やはり最初の報道で、非常にですね、一方的な報道であったなという、つまり、支配人の許可を得て入ったということが何もない、付言されている報道と付言されていない報道両方あったんですね。後者に関しては誤解にはならないんですが、前者が誤解につながって、私としてはそういうふうに思いましたので、意見としては、ちゃんと当時の報道を検証して、それに基づいて、報道の問題点とか、どういった、特に他の市の方に対しての印象というのが、実態とちょっとあまりにも違うということから、やはり報道を検証して、やっぱり羽島市としてちゃんと名誉回復というんですか、可能な範囲の名誉回復は必要ではないかというふうに考えていたんですけれども、それはやっぱりいろいろこれだけ錯綜して紛糾してしまったりしていますので、中立的な方でやっていただいて、委員会の結論が出るまでは、そのことについてとりあえず話はしないと、こういろいろと揉めるんじゃないかなとですね、第三者委員会で全部決めるまではしばらくそれで静観するというのも必要なのではないかなというふうに思います。ちょっとこの2点に関しては、これを論議すると、どっちが正しい、どっちが正しくない、細かい判断になってしまって、市民にとってプラスというのを考えたときに、あまりよろしくないような気がしますので、とりあえず現時点ではちょっとお答えを差し控えさせていただきたいなと思っておりますし、また非常に論点が噛み合っていない、たくさんの議員からご発言いただいておりますけれども、論点が噛み合っていないということがありますので、現時点では差し控えさせていただきたいと思えます。以上です。

藤川議長

佐藤議員に申し上げますが、当時議員でなかったとご自身でもおっしゃってみえますが、本全員協議会での検証内容は6月21日の栗津議員の一般質問の発言が正しいものであったかそうでなかったか、それによって議長から厳重注意の文書が発出されたことが妥当であったか妥当でなかったか、それを検証してほしいと栗津議員から求められておまして、ただいま佐藤議員がおっしゃられましたホテルクーヨー立ち入りの件が報道されたことについては、今回の一件とは関連がないんですね。今回の一件は議場での発言が正しいか正しくないかというのは懲罰委員会で、市長が議長に懲罰委員会が立ち上がった後に、徹底

した調査をしてくださいよという話があったか、なかったかなんです。その懲罰委員会というのは、栗津議員に対して懲罰が出された事由が議場での不規則発言、それが3回議長から注意を受けてもやめなかったもので、退去を命じられておるんですけれども、そういった行為があったこと、それと議場での事実に基づかない発言、議事録が削除されているなど、そういった発言があったことを受けて、懲罰動議が出されたわけでありまして。ホテルコーヨー立ち入り事件を理由に懲罰動議が出されたわけではありませんので、ただいまの佐藤議員の発言ですね、今回の案件とは全く関係のないことでもありますので、その点ご了承願えたらと思えますし、また当時、別の話になるんですが、報道では9人の議員が訪問したと報道されておりましたが、実際訪問者したのは8人でした。その8人の議員は全員協議会でその事実を認めて謝罪をされております。その謝罪文も今でこそちょっとわかりませんが、当時は市のホームページに掲載しておりました、そこで訪問した8人の議員がお詫び・・・。

(「自分は謝罪しとらんけど」と呼ぶものあり)

藤川議長

そうなんですか。お詫びの文書を掲載したと思うんですけれども、掲載はホームページにしておりましたので、8人かどうかわかりませんが、議会としての立場をそこで表明はしておったというふうに認識しております。当時のことですので、その点ご了承願います。

(「すみません、ちょっと休憩を求めます」と呼ぶものあり)

藤川議長

休憩を求める声がありましたが、10分ほどでよろしいですか。では、10分ほど休憩をとりたいと思います。再開は午後1時10分を予定しておりますのでよろしくお願いたします。

【午後1時01分＝休憩】

【午後1時10分＝再開】

藤川議長

皆さんお揃いのようなので、長時間にわたり大変お疲れ様でございます。休憩前に引き続き、全員協議会を再開いたします。栗津議員、発言を願います。

栗津議員	まず一点ですね、昨年の9月、私が発言したことが間違っつとるということなんですが・・・
藤川議長	すいません、6月です。本年6月です。
栗津議員	ちょっと待ってください、昨年の9月、懲罰、懲罰言われておりますが、昨年の9月のその時に、私が間違っつたら、なぜ時の議長はそのときの私の発言を議事録から削除せよと、懲罰は関係ないんです。なぜやらなかったのがまず第一点、いいですか。何も言われてないことはその議事録そのまんまですよ。
藤川議長	懲罰動議が出ておりますので・・・
栗津議員	懲罰動議出る前ですよ、私が発言したのは、発言してその場でやったわけじゃないですよ。発言したらその日にわかるわけですよ、間違っつるか、それがまず第一点。それから、市長から議長に対しての話があったということなんですが、その証拠は誰があるんですか、当事者ばかりですよ。証拠は何があるんですか。局長私確認してますよ。
藤川議長	局長いかがですか。
栗津議員	局長、何か市長からありましたかと言ったら、私確認のしようがないですよ、それと一緒にことなんですよ、よく考えてください。
安井議員	今、先ほど皆さんの意見を聞かせていただきましたけれども、2ページにある、議長が栗津議員に一般質問の発言について厳重注意、これは議長がしっかり調べてからの厳重注意だと思っております。この中で懲罰事項の厳格なる調査と再発防止の要望を受けており、当該発言は正しくありませんので、取り消しまたは訂正を求め、今後このようなことがないように厳重注意しますという、こういったものをいただいたときに、なんでこんなに急に厳重注意くるんやというよりも、なんで注意されたのかというところを考えていただいて、注意に沿っての発言の訂正または取り消しを申し出るべきではなかったのかなというふうに思っております。そこをやはり、議長は何が何でもこの人が嫌いだから文句言おうとか、そういうことではなくて、これはおかしいと言ったところはちゃんと証明して、みんな

の事実確認をしてからの注意だと思っておりますので、そこは皆さんが真摯に受け止めて、考えていただければいいかなっていうところと思っております。本当に毎回毎回聞いていると、粟津議員はこの本文に対してじゃなくて、注意をなんで口頭で言わなかったんや、嚴重注意が書面が来たんやとか、そういったことを常に言われますけれども、そうではなくて、その注意が何だったのかというところをもうちょっと考えていただいて、していただければいいと思います。そしてやはり議長さんの注意、これは妥当だと思っております。以上です。

野口議員

先述した通りです。

堀議員

これいつまでやっても、結論出ないというような状況です。もっと公平に、他所の議会なんかでも第三者委員会というような、公平な、例えば弁護士とか、そのような方も入れてやるくらいにしないと、これはお互いがそれぞれの立場で意見を言っただけであってというようなことを思っておるわけです。これだけ時間もかかっておりますし、だから、第三者委員会というようなものを何とか立ち上げて、これを解決していかないと、これね、お互いに納得するくらいまでやらないと、まだまだ続いていくというようなことも思いますので、先ほど佐藤議員が言われたホテルコーヨーへの立ち入りと、だけこの資料の中にもありますので、そのようなことから、ホテルコーヨーの、そこは直接は関係ないかもわかりませんが、そういう点なんかについても、きちっと第三者委員会でもってやっていくというところで、お互いに納得できるまで外部のそういうような委員会というところを立ち上げていただけたらというふうに思っておりますのでお願いします。

南谷佳寛議員

藤川議長のこの出された嚴重注意のことについては問題ないと思います。

山田議員

この発端は、私はですよ、市長の2022年9月16日の記者発表の関係で、確かに冒頭には羽島市議会、市議2人に対する懲罰特別委員会が設置されたという説明をされております。その後から、皆さんお手元にあるので朗読する必要もないかと思っておりますけれども、ちょっと読ませてもらいますと、今回の事態に対して、私は16日午後から記者会見を行いました。発出した市長コメントは次の通りですということで、市長がずっと書いていらっしゃるわ

けですが、その中に栗津議員は9月12日、議会の一般質問の場で市長の発言が議事録から削除されていると発言された。また、このことは羽島市議会並びに羽島市政への名誉にも関わる重大な発言であると、それから、また当該議員の発言の流れからすると、あたかも私が議事録に変更を加えたと類推できる内容であったと、さらにコロナウイルス感染症の宿泊施設への一部の議員による無断立ち入りの件について、私がリークしたかのような発言もあり、到底、看過することはできないと、誠に遺憾であり、市議会において、元厳格な調査を求めるとともに、このような事態の再発防止を強く要望すると、次に、今議会での栗津市議の一般質問における発言で懲罰動議の対象となった2件はいずれも令和2年4月21日に発生したコロナウイルス感染症宿泊療養施設への栗津市議ら議員8人の立ち入り事件に関するもので、また次に、議事録の修正が適正な手続きなく行われることはあり得ません。ましてや、市側が無断で手を加えるなどということは刑罰の対象となる違法行為ですと、また次に、栗津市議が懲罰動議が対象となったもう1件は、コロナ感染症宿泊施設として県下初に開設されホテルコーヨーへの市議立ち入りに関する報道経緯に関しての発言です。報道関係のうち、CBCテレビに対し、私がリークしたと想起される発言が本会議で行われました。この事件に関しては、栗津市議らによるSNS発信により立ち入りが判明したもので、岐阜県当局の確認を得て、羽島市は事態を掌握したものと、その後です、一番問題はここだと思いませんか、そこで私からは南谷議長に対し、栗津市議の発言に対する徹底した調査の実施を要請しましたという、これを読むと、今私がずっと読み上げたこと、これを全て当時の南谷議長に調査するよう要請したと、こういうふうにとれるわけですね、この市長の文面だけを捉えるとですよ、その後です、藤川議長と栗津議員とのやり取りがいろいろここに資料として出てきてますが、ちょっと論点がお聞きしておいて、外れとるような気がするんです。と言いますのは、先ほどからも話が出てますように、こういう南谷議長に対し、栗津市議の発言に対する徹底した調査の実施を要請しましたと言い切っているわけですよ、市長はそのことに対して、南谷議長は聞かれましたかということだったと思いませんか、録音のあったか、なかったかの話は。そのことに対して、議長は聞いておりませんと言ってるわけですね、南谷議長は、そうですね、違うんですか。ここが一番問題なんですけど、例えば、聞いておらんということだと私は思

いますが、聞いておらんということだと、これ、ちょっとおかしいですよ、市長が要請しとるのに、その話は聞いてない、それなら市長が嘘言っとるのかと、こういう話になります。それでその後ですね、また時期がちょっと経ってから、今度は藤川議長になってから、どのことを確認されたか、私そこら辺のところははっきり論点がわかりませんが、私はあくまでこの問題だと思ひ込んでますので、このことについて、南谷議長に尋ねたら、市長に、この会見の後すぐ聞きましたというふうに、藤川議長はおっしゃってみえますよね、これはお互いに先ほどから話が出ておるように、しょうがないわけですね、聞きました、聞きません、これをまず調査しないかんわけです。本当にそういう事態が起きたのかどうかということ。というのは、要するに、栗津議員と藤川議長と前南谷議長との間に、そういうちょっと違いが出とるわけですよ。けど、これは証拠も何もないんでわからんわけですが、だから、そこをまず論点にして調べていかんと、いつまでやってもきりがなし話だと、そのように思います。ですから、問題はこの市長発言なんです。この市長発言のこのことについて、市長自らが調査の実施を要請したと言ってますよ、だから全部調査せなあかん、この問題について、市長ははっきり言ってるわけですから、私はそういうふうに捉えます。栗津議員が言ったとか、藤川議長が言ったとか、南谷前議長が言ったとか、それも必要ですよ、聞いておると、聞いてない、片方は言ったという、かと思うと、藤川議長は南谷前議長に聞いたら聞いとらんと言っている。こんなもん堂々巡り、だからここをきちっと調査をしていただく必要がある。それから、先ほど佐藤議員が言ったように、本当にこんなことばかりやると、羽島市の市議会そのものが本当に必要なくなるような状況に陥ると、だから、しっかりとその辺のところの結論をきちっと出していかなあかんと思いますよ。

藤川議長

結論を出すということですので、一つ申し上げますが、今山田議員が疑問に思われたことは全てこのやり取りの中で、私からの栗津議員の回答の中に書いてあります。もっと言えば、しっかりと検証をさせていただいて、私なりに調べさせていただいて、回答もしております。その点をご理解をいただけたらと思います。

山田議員

その検証はどういうふうにされましたか。

藤川議長	<p>検証をどうされましたかというので、議場での栗津議員の発言が正しかったか、正しくなかったか、市長から要請が当時の南谷議長にあったか、なかったかということをございますので、あったかなかったかということをして市長、そして秘書広報課、そして南谷前議長に直接確認をしております。その結果、9月16日の記者会見の後に書いてありますが、事務局長立会いのもとでそのようなやり取りがあったということを確認いたしております。</p> <p>(「事務局長に私は聞いている、一緒のことや」と呼ぶものあり。)</p>
南谷清司議員	<p>今、栗津議員から、事務局長に聞いているという発言がありました。この中にも何回も事務局長が立ち会っているという話があります。要するに、記者会見の後、市長が議長及び議会ですね、そこに要請をされたかどうかは、当事者同士は確かに言った、言わんになっているかもしれませんが、議会の第三者である事務局長がそこに立ち会ってみえるわけなんです。ですから、事務局長の証言があるわけですので、その証言を私達が信じるのか、信じないのか、事務局長のお言葉を信じるのか信じないのか、要するに事務局長が嘘を言っていると皆さん思われるのかどうかなんです。ですから、それでもう確定すると思うんですけど。後から事務局長さんご説明を願います。</p>
山田議員	<p>今、南谷議員がおっしゃるように、言った、言わんの話なんですよ。だから信じるか、信じないかの話なんですよね。これ刑事問題か何かになったら大変なことになると思いますよ。ちょっとこんなことやっていると、ですから、今ここでその結論を、事務局長いいですか。</p>
藤川議長	<p>事務局長いかがですか。</p>
議会事務局長	<p>今、皆さんお話してみえます通り、9月16日記者会見が行われ、そこに私は同席しました。議会の代表ではないですけど、事務局を代表して記者会見場に行っておりました。市長の発言はここに書かれてある通りです。その後、市長室に議長共々呼ばれまして、市長室に行って、このようなしっかりとした懲罰委員会ができたから、しっかりとした調査をお願いするというのを要請されております。そのときの要請は懲罰委員会ができたから、その懲罰に対する調査、懲罰をどのぐらいの程度で課すのかとか、どの</p>

	<p>程度の懲罰にするのかというところの調査、議場での発言等々がふさわしいものかどうかという点で調査の依頼を受けたというところでございます。その後、懲罰委員会、議会の最終日とともに決定、議決されまして、懲罰が確定しています。その懲罰がその場で執行されたという形で、既に懲罰委員会での調査は終了しているという状況の中で、その後、栗津議員から聞かれたような気はしますが、あまり覚えはないのですが、調査しとるかどうかわれれば、その時点では調査は既に終わっていますので、調査はしていませんという答えをした覚えがあります。以上です。</p>
藤川議長	<p>今の局長の発言で事実関係はおわかりになったと思いますけれども、論点は栗津議員の6月21日の一般質問の発言が正しいか、正しくなかったかというところでありまして、栗津議員がなぜ誤解して事実を誤認してしまったかというところではないものですから、その点について、ここで皆様のご意見も聞きましたので、皆さんで決をとって、判断をしたいと思います。</p>
堀議員	<p>お互いの範疇でもって意見を言い合っただけなので・・・</p>
藤川議員	<p>大変申し訳ありませんが、今、局長の証言ございましたので、お互いではないということをご認識いただけたらと思います。</p>
堀議員	<p>局長は立ち会っている当事者。だから、それには関係してない第三者で見識のある方に入っていて、そしてもう少しやらないと、そういうのを求めます。</p>
山田議員	<p>私が言っているのは、懲罰委員会の事はこれ何も触れとらんのですよ、懲罰委員会なんか一番だけやん。</p>
藤川議長	<p>山田議員の主張がよくわかりませんので、論点を整理された上でご発言願いたいと思います。</p>
山田議員	<p>論点、今ずっと読み上げたよ、懲罰委員会は・・・</p>
藤川議長	<p>懲罰委員会のこと触れておりますので、触れていませんと言われましても、先ほど山田議員読み上げられた通り、触れております。</p>

山田議員	懲罰委員会はこれですよ、市長はコロナとかなんか全部喋ってますよ。そのことを事細かに書いていますよ、市長が。このことについて、徹底した調査の実施を要請しましたと。これは考え方の違い、私が間違っているなら間違っていると言って。
藤川議長	そのように今申し上げたいと思います。先ほど山田議員がご発言されたことと、今発言されてること、後で議事録を読み返したときに、言っていることが違うじゃないかというふうになってしまいます。先ほど申し上げたことは、懲罰委員会でのことを市長、触れておられます。今は触れていないというふうに言われましたので、その点もう1度整理された上で発言していただければと思います。
南谷清司議員	動議を出させていただきます。十分議論は尽きましたので、事実か事実でないか、要するに事務局長さんの証言を信じるか、信じないかということになると思いますけれど、事実か事実でないかの決をとってください。
栗津議員	皆さん勘違いしとったらいかんですよ。これは、いろんなことを議会で決めて、議会の懲罰関係ないんですよ。議会ではなしに、これは本当に今まで私は黙っておりましたけれども、実はですね、県の方からも、コロナの療養施設に関して非常に微妙な立場ということで、なるべく静かにしとってくれというような要請を私も受けておりました。この5類に変わった段階で、これはもういつまでたってもこんな議会もこんなことやっておってはいかんということでしっかりせなあかんと、悪いなら悪い、ごめんなさいですよ。
藤川議長	では、栗津議員からそのような発言がございましたので先ほどの動議も・・・ （「動議の決をとってください」、「まだしゃべっている」と呼ぶものあり。）
栗津議員	悪いなら悪い、間違っておったなら間違っておったと・・・
藤川議長	そのために採決を行うかどうか動議が出ましたので、悪いなら悪い、悪くないのなら悪くないとはっきりさせまし

<p>栗津議員</p>	<p>よう。</p> <p>そのためにはしっかりとした調査ですよ、懲罰じゃないですよ。懲罰じゃなくて、しっかりとした調査をして、結果出たならわかりますよ。自分達だけで、数の力で押し込もうと思ったってこれ間違ってますよ。</p>
<p>藤川議長</p>	<p>それも含めて、前回の全員協議会で栗津議員から、全議員での検証を求められておりますので、検証を求められた以上、議会として結果を出したい、結論を出したいと思います。</p> <p>先ほど南谷清司議員から動議が提示されました。採決を行うことについての動議でありまして、この動議に賛成の議員の挙手を願います。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>藤川議長</p>	<p>では、賛成多数と認め、採決を行いたいと思います。</p> <p>(「何の採決をするの」と呼ぶものあり)</p>
<p>藤川議長</p>	<p>最初に申し上げましたが、本全員協議会への論点、ポイントは、6月21日の栗津議員の一般質問の発言が正しいものであったか、なかったかということと、もう1つは、それを受けて議長から嚴重注意の文書を発出したことが妥当であったか、なかったか、この2点でございます。この2点について採決を行いたいと思います。</p> <p>動議が可決されましたので、採決を行いたいと思います。まず1点目の6月21日の栗津議員の一般質問の発言が正しいものであったか、なかったかということでございます。正しいものであったというふうに考える方は挙手を願います。</p> <p>(「判断できるわけないやろ」と呼ぶものあり)</p>
<p>藤川議長</p>	<p>では、正しいものでなかったと認める方は挙手を願います。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>藤川議長</p>	<p>挙手多数であります。よって、議会といたしましては、6月21日の栗津議員の発言は正しいものではなかった</p>

と認めるということで決しました。

次に、議長から6月23日付で一般質問の発言について嚴重注意文書を発出した、この対応について、その妥当性の判断、皆様にお諮りしたいと思います。この嚴重注意文書は妥当であったと考える議員の挙手を願います。

(挙手多数)

藤川議長

挙手多数であります。よって6月23日付で一般質問の発言について議長から栗津議員に嚴重注意を文書で発出したことについては妥当であるという議会の判断が決しました。

この件については以上となりますが、事務局から何かございますか。

議会事務局長

事務局の方から、例年、各会派から予算要望を市に提出されていると思いますが、こちら、例年通り10月中、できましたら早めの提出をお願いします。

2つ目ですが、10月6日金曜日10時から全員協議会を開催する予定でございます。協議事項は中期財政見通しと予算編成方針についてということで、執行部から報告があるというふうに聞いておりますので、またご案内の方は1週間前にご連絡させていただきますので、この場をお借りしまして、ちょっと事前にご連絡させていただきました。以上です。

近藤議員

最近、全員協議会が開かれても、例えば昨日でしたか、FAX入っていて、油漏れの、県のあれですけども、昔、私も議長やっておった当時、FAXで報告がありましたけども、やはりそういう新聞沙汰に、新聞沙汰というと、いいことも悪いこともあると思うんですけど、今日は全員協議会があるということがわかっていますので、FAX入った、これは県の環境の関係で、県のことになりますけども、局長さんも気をつけてもらうといいんですが、新聞に出て報道された件ですね、例えば前も文書一通で小学校が学級閉鎖でインフルエンザが大変多くなっているというような情報もありましたけど、最近、文章だけで一方的で、全員協議会そのものがきちっと機能していないような気がしますので、例えば今日でも教育委員会から報告あったときに、その前に一言、先日配布させていただいた、インフルエンザが大変多発しているということぐらい、一言ぐらい、議会に報告していただくのが筋じゃないかと思います。

藤川議長	<p>けど、私個人的な意見でちょっと要望しておきます。全協がきちっと機能するようにお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、全員協議会を終了いたします。</p> <p>【閉会＝午後 1 時 3 9 分】</p>
------	--